

令和8年（フ）第494号

熊本市中央区下通2丁目7番30—303号、異動前住所熊本市中央区大江5丁目5番21号
山本方
債務者 敦賀 貴雅

- 1 決定年月日時 令和8年10月1日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月15日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年（フ）第626号

熊本県上益城郡嘉島町大字上島2004番地1
リベルテK 102
債務者 横原 一彰

- 1 決定年月日時 令和8年10月1日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月15日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年（フ）第514号

広島市南区皆実町4丁目15番11—402号
債務者 河野 菜摘

- 1 決定年月日時 令和8年10月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月16日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第758号

広島県東広島市八本松町正力206番地1 リパーコートC201号
債務者 若林 七笑（旧姓高松）

- 1 決定年月日時 令和8年10月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月16日まで
広島地方裁判所民事第4部

破産手続廃止

令和5年（フ）第22号

島根県益田市横田町429番地26
破産者 佐田石油株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月17日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所益田支部

令和7年（フ）第15号

島根県益田市久城町802番地70、前本店所在地島根県益田市久城町519番地2
破産者 株式会社インテリア・タナカ&ファミリー

- 1 決定年月日 令和8年9月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所益田支部

令和7年（フ）第213号

相模原市緑区小渕2167番地6
破産者 戸高 良人

- 1 決定年月日 令和8年9月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年（フ）第252号

三重県津市分部2870番地
破産者 北岡 浩一

- 1 決定年月日 令和8年9月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和8年（フ）第129号

三重県鈴鹿市白子二丁目30番25—2号
破産者 野呂 仁美

- 1 決定年月日 令和8年9月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和8年（フ）第148号

三重県鈴鹿市寺家四丁目3番3号 ベルカーサ鼓ヶ浦 206
破産者 北川 愛美

- 1 決定年月日 令和8年9月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和8年（フ）第4号

北九州市若松区高須南三丁目1番4—305号
破産者 合同会社近江家

- 1 決定年月日 令和8年9月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年（フ）第1587号

札幌市白石区栄通7丁目2番14号
破産者 有限会社折松富川商店

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第133号

北海道旭川市東光九条六丁目5番2号
破産者 有限会社丸一柿崎商店

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

令和7年（フ）第120号

北海道帯広市東4条南14丁目6番地3
破産者 合同会社Spark（別名称 帯広不動産）

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和8年（フ）第24号

栃木県那須塩原市鍋掛1085番地437
破産者 有限会社カーチャンス

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和8年（フ）第25号

栃木県那須塩原市埼玉8番地 市営稲村団地1121号
破産者 平山 浩治

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和7年（フ）第67号

千葉県香取市扇島1841番地6
破産者 株式会社ノグチ

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

令和4年（フ）第225号

神奈川県大和市大和東3丁目13番3号
破産者 株式会社ベルベ

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第520号

岐阜市若宮町二丁目8番地
破産者 株式会社U-u p

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

令和7年（フ）第1750号

愛知県春日井市関田町2丁目197番地 セントラルバリュ1階南
破産者 有限会社名波工務所

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第2部